

平成29年第1回定例市議会追加提出議案

(3月6日提出)

藤井寺市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(議 案) 28	藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について	1

議案第28号

藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について

藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月6日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

国民健康保険料の軽減措置について、低所得層の負担の軽減を図る観点から、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を見直すものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤井寺市国民健康保険条例（昭和36年藤井寺市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第2号中「265,000円」を「270,000円」に改め、同項第3号中「480,000円」を「490,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の藤井寺市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

